

長野市排水設備指定工事店の登録・指定更新について

1 指定する主な要件（長野市排水設備指定工事店規程第4条）

- (1) 上下水道事業管理者が排水設備工事の施行に必要であると認める設備及び器材を有すること。

※別紙の器材調書の種別欄で確認してください。

- (2) 長野県内に排水設備工事を行う営業所があること。

- (3) 選任した排水設備工事責任技術者〔（公財）長野県下水道公社により登録済みの方〕が1名以上いること。

※（公財）長野県下水道公社で交付された合格証はあるが、まだ責任技術者としての登録をされていない方は、工事店登録の前に長野県下水道公社にて責任技術者の登録をしてください。

2 指定できない主な条件

- (1) 指定工事店が指定を取り消されてから、2年を経過していない場合。（ただし、長野市排水設備指定工事店規定第4条第1項第1～3号に該当し、取り消された場合を除く）

3 申請から指定までの手続き

申請書類の提出

毎月14日締め（休日の場合は前日に繰り上げ）

※申請書類受付の条件

- 書類に不備がないこと。
- 指定手数料の納付が確認できること。

新規工事店申請事務説明会

毎月下旬に開催（日時については通知でお知らせします）

※説明会の内容

- 給水装置・排水設備の申請方法について
- 水道及び下水道に関する条例及び規程についての説明

翌月1日指定

- 指定の有効期間は、指定を受けた日から4年を経過した日の属する年度の3月31日までとなります。それ以降指定工事店の指定を受けるには、更新の手続きが必要となります。
- 指定通知書は、有効期限まで大切に保管してください。

4 申請から指定更新までの手続き

2月1日～2月末日 申請書の提出期間（2月末日が市の休日に当たるときは市の休日の前日）

↓

審査

4月1日

指定の更新

（お問い合わせ先）

長野市上下水道局 営業課（第2庁舎9階）

TEL：026-224-5075

■提出書類（新規登録用）

下記①～⑩の書類に⑪を添えて、営業課の窓口にて申請してください。

新規登録用

提出書類一覧		法人 事業者	個人 事業者
☐	① 長野市排水設備指定工事店指定申請書 ※提出控えが必要な場合は副本を持参ください。 ※排水設備工事を行う営業所を長野県内に置くこと。（必須） ※役員は、法人登記されている役員（業務を執行する社員又は取締役）の氏名を記載。 ※事業の範囲は、法人は定款や法人登記簿等から該当する目的を、個人は事業内容を記載。 ※営業所ごと排水設備工事責任技術者（長野県下水道公社登録）を選任すること。（必須）	1部	1部
☐	② 誓約書（事業者で1部）	1部	1部
☐	③ 定款または寄付行為の写し	1部	不要
☐	④ 法人登記簿 現在事項全部証明書（原本）または登記簿謄本（原本）	1部	不要
☐	⑤ 個人事業者は 代表者について 以下の書類 ⑤-1 住民票 ※居住の各市町村で発行しています。 （本籍地の記載があるもので、世帯主との続柄・個人番号（マイナンバー）は不要です。）	不要	代表者 各1部
☐	⑤-2 経歴書 ※最終学歴から記入してください。（任意様式）		
☐	⑤-3 身分証明書 ※本籍地の各市町村で発行しています。		
☐	⑥ 図面 ⑥-1 位置図（営業所及び資材置場の位置を住宅地図等で図示）	各1部	各1部
☐	⑥-2 平面図（営業所の内部と敷地内での配置が分かるもの） ※営業所と器材置場の場所が異なる場合は各々についてご用意ください。		
☐	⑦ 写真 ⑦-1 営業所の外観（事業所の看板が確認出来るもの）と内部	各1部	各1部
☐	⑦-2 器材置場の外観と内部		
☐	⑦-3 事業所敷地（駐車場等）の状況		
☐	⑦-4 各器材（⑧器材調書と対比・確認出来るもの） ※器材写真は器材調書の種別ごと、程度にまとめて撮影をしていただき、 数量については、最低でも1つの撮影をお願いします。 ※器材調書⑧の記入例のように見出しの記入もお願いします。		
☐	⑧ 排水設備指定工事店器材調書 ※⑦-4器材写真との整合を確認してください。	1部	1部
☐	⑨ ①の書類に記載した排水設備工事責任技術者に関する次の書類 ※従業員のみ ⑨-1 雇用関係を証明する書類 ・健康保険被保険者証（国民健康保険を除く）の写し ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写しおよび保険料領収書の写し ・賃金台帳の写し若しくは源泉徴収簿の写しまたは所得税納付額領収書の写し	いずれか 1部	いずれか 1部
☐	⑨-2 責任技術者選任届	1部	1部
☐	⑩ ①で申請する責任技術者の排水設備工事責任技術者証（長野県下水道公社登録）の写し	1部	1部
☐	⑪ 指定更新手数料 一件につき18,000円（提出時に交付される納付書により即日、納付いただきます。）		

※ 代表者や役員が排水設備工事責任技術者を兼ねる場合は、提出書類⑨は添付不要です。

※ なお、申請書等の様式は、局ホームページからダウンロードできます。

・ホーム→事業者の方へ→給・排水指定事業者→排水設備指定工事店の登録関係書類

・URL：<https://www.city.nagano.nagano.jp/suido/menu/5/2/index.html>

■提出書類（指定更新用）

下記①～⑩の書類に⑪を添えて、営業課の窓口にて申請してください。

指定更新用

提出書類一覧		法人 事業者	個人 事業者
☐	① 長野市排水設備指定工事店指定申請書 ※提出控えが必要な場合は副本を持参ください。 ※排水設備工事を行う営業所を長野県内に置くこと。（必須） ※役員は、法人登記されている役員（業務を執行する社員又は取締役）の氏名を記載。 ※事業の範囲は、法人は定款や法人登記簿等から該当する目的を、個人は事業内容を記載。 ※営業所ごと排水設備工事責任技術者（長野県下水道公社登録）を選任すること。（必須）	1部	1部
☐	② 誓約書（事業者で1部）	1部	1部
☐	③ 定款または寄付行為の写し	1部	不要
☐	④ 法人登記簿 現在事項全部証明書（原本）または登記簿謄本（原本）	1部	不要
☐	⑤ 個人事業者は 代表者について 以下の書類 ⑤-1 住民票 ※居住の各市町村で発行しています。 （本籍地の記載があるもので、世帯主との続柄・個人番号（マイナンバー）は不要です。）	不要	代表者 各1部
☐	⑤-2 経歴書 ※最終学歴から記入してください。（任意様式）		
☐	⑤-3 身分証明書 ※本籍地の各市町村で発行しています。		
☐	⑥ 図面 ⑥-1 位置図（営業所及び資材置場の位置を住宅地図等で図示） ⑥-2 平面図（営業所の内部と敷地内での配置が分かるもの） ※営業所と器材置場の場所が異なる場合は各々についてご用意ください。	各1部	各1部
☐	⑦ 写真 ⑦-1 営業所の外観（事業所の看板が確認出来るもの）と内部 ⑦-2 器材置場の外観と内部 ⑦-3 事業所敷地（駐車場等）の状況 ⑦-4 各器材（⑧器材調書と対比・確認出来るもの） ※器材写真は器材調書の種別ごと、程度にまとめて撮影をしていただき、 数量については、最低でも1つの撮影をお願いします。 ※器材調書⑧の記入例のように見出しの記入もお願いします。	各1部	各1部
☐	⑧ 排水設備指定工事店器材調書 ※⑦-4器材写真との整合を確認してください。	1部	1部
☐	⑨ ①の書類に記載した排水設備工事責任技術者に関する次の書類 ※従業員のみ ⑨-1 雇用関係を証明する書類 ・健康保険被保険者証（国民健康保険を除く）の写し ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写しおよび保険料領収書の写し ・賃金台帳の写し若しくは源泉徴収簿の写しまたは所得税納付額領収書の写し ⑨-2 責任技術者選任届	いずれか 1部	いずれか 1部
☐	⑩ ①で申請する責任技術者の排水設備工事責任技術者証（長野県下水道公社登録）の写し	1部	1部
☐	⑪ 指定更新手数料 一件につき9,000円（提出時に交付される納付書により即日、納付いただきます。）		

※ 代表者や役員が排水設備工事責任技術者を兼ねる場合は、提出書類⑨は添付不要です。

※ なお、申請書等の様式は、局ホームページからダウンロードできます。

・ホーム→事業者の方へ→給・排水指定事業者→排水設備指定工事店の登録関係書類

・URL：<https://www.city.nagano.nagano.jp/suido/menu/5/2/index.html>